

建設キャリアアップシステムニュース 第79号

東京土建一般労働組合 CCUS推進室

7/30現在	数
技能者登録	1381
事業者登録	454
技能者助成給付	1289
認定登録機関設置	24

全建総連予算要求の取り組みでCCUS普及を要望

国土交通省直轄でCCUSモデル工事、企業は評価

「活用推奨モデル 営繕工事」が始まる

「CCUS普及・活用に向けた官民施策パッケージ」(3/23まとめ)にもつき、国土交通省は直轄工事でCCUS活用をすすめています。

6月25日、国交省直轄工事で、7月1日以降に入札手続きを開始する、一定規模規以上の工事、10件程度をCCUS「活用推奨モデル 営繕工事」に適用するとしました。

推奨工事の受注を希望する企業は、カードリーダー設置が必須、下請企業のCCUS登録率70%以上、技能者登録率50%以上、カードタッチ率30%以上を目標とし、3項目を達成すると工事成績評定を1点加点などとし、最低基準値が未達成の場合は要因、改善策などの報告を求めるものです。(職対・賃対)

Ⅲ 国直轄での義務化モデル工事実施等、公共工事等での活用

- ・令和2年度は、**国直轄**の一般土木工事(WTO対象工事)において、
 > **CCUS義務化**モデル工事(発注者指定・目標の達成状況に応じて**工事成績評定にて加点/減点**)を試行
 > **CCUS活用推奨**モデル工事(**受注者希望**・目標の達成状況に応じて同評定にて**加点**)を試行
- ・このほか、地元業界の理解を踏まえ、**Aランク以外のCCUS活用推奨モデル工事の試行**を検討
- ・地方公共団体発注工事において、先進事例を参考に**積極的な取組を要請**するとともに、**入契法に基づく措置状況の公表、要請**等のフォローアップ
- ・上記取組と併せ、**業界は加入促進**に積極的に取り組む
- ・令和3年度以降、段階的に**CCUS活用工事の対象を拡大**し、Iと連動して**公共工事等での活用を原則化**

「義務化モデル工事」も実施

◆国交省「義務化モデル工事」は減点もある

国交省は5月14日、「官民パッケージ」により、直轄の一般土木工事(WTO〔世界貿易機関〕対象)からCCUS「義務化モデル工事」を各地方整備局1件程度選び夏から発注しますが、関東地方整備局はWTO対象となる全ての一般土木工事12件を対象とする方針です。

5月28日以降の入札工事から適用され、夏以降発注が本格化。受注企業はCCUS活用が義務となり、リーダー購入費用1工事2台まで2万円などが請求できます。下請企業のCCUS登録率90%以上、技能者登録率80%以上、カードタッチ率50%以上を目標とし、3項目を達成すると工事成績評定1点加点

CCUS活用推奨モデル 営繕工事(試行)(令和2年度)について

1. 概要

建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用目標を定め、その達成状況に応じて工事成績評定で**加点**するモデル工事を**受注者希望方式**で試行。

2. 対象工事

営繕工事を対象とする。令和2年度は、発注予定を踏まえつつ、全国で10件程度実施。

3. 試行内容

(1) 現場説明書等に条件明示

- ・受注者は工事着手前に発注者に対してCCUSの活用に取り組む旨を協議
- ・受注者が取組を希望する場合、下記①～③の達成状況により、工事成績評定で加点
- ① **CCUSの現場登録を行うとともに、カードリーダーを設置**すること
- ② 工事期間中の**平均事業者登録率70%、平均技能者登録率50%を達成**すること
- ③ 工事期間中の**平均就業履歴蓄積率(カードタッチ率)30%を達成**すること

(2) 施工段階

現場説明書等に定めた時期に、以下についてそれぞれ確認。なお確認方法は、発注者より受注者に報告を求める。
 ・事業者登録率/技能者登録率/就業履歴蓄積率(カードタッチ率)

(3) 工事成績評定(工事完成検査/成績評定時)

現場説明書等に記載された①～③の達成状況により工事成績評定で**加点**
 ※目標達成:1点加点(平均技能者登録率70%以上の場合は2点加点)
 (目標未達成の場合は、未達成の項目、要因及び改善策を発注者に報告することを求める)

などとなり、いずれかの基準を20ポイント下回ると、1点減点されます。

◆国交省「推奨モデル工事」もはじまる

CCUS「活用推奨モデル工事」も設定し、加点は義務化モデル工事と同様で、最低基準が未達成の場合は減点せず、未達成要因、改善策などの報告のみ求めます。各地整の一般土木工事を対象に3~4件ずつ実施。

2021・22年度は建退共の電子登録移行と連動し、国・地方でモデル現場のような目標と評価が広がり、CCUSを登録していることが当たり前の現場が広がり、23年度は官民すべての工事でのCCUS完全実施がめざされます。

◆民間団体でもモデル工事を設定

日建連でも民間工事80現場をモデル工事とし、普及を進めています。全国建設業協会は全国29現場(国交省地整13、県6、市1、民間1など)を選定し(東京は対象現場がない)、現場見学会や地域懇談会での経験報告、国交省などへの提言をしていく予定です。

◆全建総連も推進委員会開催でモデル現場

全建総連でも「モデル現場運用」の事業を行うとし、7月21日にCCUS講習と就業履歴登録の現場運用事業推進委員会(WEB会議)が開催され、全国25組合程度(都連では東京土建2、建設ユニオン2、その他組合2)で、モデル現場を選定し、東京土建では2現場を募集し(詳細後日)、秋にカードリーダーやスマホ等の運用経験を会議や機関紙などで知らせ、活用を広めます。(職対・貸対・事業所)

全建総連、住宅局交渉 CCUSの町場普及策を要望

7月10日、全建総連木賀副委員長等が国交省住宅局に来年度予算要求でCCUSの町場での普及促進を要請し、住宅局側は「CCUSのサービス拡張の実証実験として携帯電話やスマホのGPSを活用し、工事現場の電話を利用して、就労履歴が蓄積される中小企業向けのシステムを開発する、登録推進に必要な予算を確保したい(要旨)」と回答。(職域)

東京都連、産労局交渉でも

7月9日、全建総連東京都連は次年度予算にむけ東京都産業労働局と交渉し、「一部の自治体において、CCUSの登録事業者等への総合評価方式への加点措置」があることは

知っている。総合評価方式の項目追加は、施工能力の評価点等のバランスを考慮し慎重に判断する、「CCUSの普及は、他の自治体や国の動向をふまえて、契約制度面での対応について検討していく(財務局経理部契約調整担当課長)」との回答でした。

国交省が東京都に対して6月12日にCCUSを説明する事業連絡協議会を開き、入札参加などでのCCUS普及を求めています。今回の回答は秋の交渉からの前進は見受けられません。しかし、業界紙(7/13付)の企業評価導入の国交省調査結果報道によると、東京都は「競争入札参加資格」「個別工事の入札案件(総合評価等)」でCCUSを登録した企業評価を予定しています。7月時点で8割の39都道府県が公共発注の企業評価を導入・検討すると回答しており、今後、市区町村へ普及が進むとみられます。(職域)

よくある登録実務注意点、5つ

登録申請でよくあるケースを紹介します。

①普通自動車免許(技能者登録)

保有資格年月日は有効期限に記載(取得年月日でない)。本人は普通免許と誤っていても中型・準中型の場合があります。免許証のコピー用紙に記載するコード番号を訂正します。準中型はコード36035(コード表第3版)です。

②雇用保険の加入裏付けは、事務組合の証明可

技能者の雇用保険登録なのに事業所の雇用保険番号が記載されている、また、本人が取得証明書を紛失している場合があります。支部で労働保険取得喪失手続きをしていれば、事務組合が発行する取得証明書を裏付けにできます(ひな型は配布済、土建国保も同様)。

③自動車免許証やパスポートがない

本人情報で顔写真のない証明の場合、住民票など計2点の証明のほか、本人が認定登録機関に来て申請書に貼られた写真と相違ないことを確認します。

④現住所は裏付け書類と所番地の標記と一致させる

申請書に現住所を記載するさい、住民票などの裏付け書類や建設業許可の表現どおりにします。丁目・号・番が表記されていたら、省略しないで記載します。

⑤メールアドレスを持っていない

アドレスを新規に作成していただけます。どうしても作れない場合はなくても登録はできますが、なるべく登録するようおすすめします。

振興基金は手引を随時改訂、HPで確認を

建設業振興基金が発行している「登録申請書」に同封された「手引」等は、随時、改訂されています。最近では「登録申請書コード表」は第3版となり、フルハーネス特別教育のコード(50058)が追加されました。

CCUSのHPより「サポート」の「申請関係資料ダウンロード」から取得できます。とくに、各「手引」などが第何版なのか随時確認し、最新版を使用することが大切です。

事業所対策セミナー 7/21「就業規則」に続いて、8/6「雇用調整助成金」はWEBで開催。ぜひ参加を！